

国海員第185号
令和4年9月21日

交通政策審議会

会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣
齊 藤 鉄 夫



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第414号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
株式会社マリン・アド ベンチャー	東京都中央区築地三丁目12番1号
SYLジャパン株式会社	横浜市西区みなとみらい二丁目1番1号帆船 日本丸メモリアルパークタワー棟B